

1 協議事項

◎新計画の策定期期を半年程度延長することについて

2 前回会議の意見に対する見解

前回のまとめ

○新計画の策定期期を延長する方向で再度検討をしてほしい

前回の会議でいただいた意見をもとに、計画策定を延長した場合の影響等について事務局で整理を行い、以下のとおり見解を示す。

1 計画延期による影響について

前回会議での主な意見
(1) 当初の予定どおり計画を策定しなかった場合、決定的に問題になることはないか (2) 国の補助制度に影響はないか (3) 路線改編への影響について
～事務局の見解～
(1) 現計画（豊田市公共交通基本計画）では対応が困難な課題に対応するため、新計画はまちづくりを含め本市の総合的な交通計画として策定を進めている。 超高齢社会、コロナなど社会情勢が変化している中で、対応を急いでいく必要があるため、なるべく早く計画策定を行いたいが、延期により 市民生活に影響が出るような事業はない。
(2) 法改正(R2.11)により、国の補助制度を活用するための要件として対象路線を法定計画（地域公共交通計画）に位置づけることが求められ対応が必要。 しかし、現在の補助制度を活用している路線は法定計画とは別の計画で支援措置を受けており、 今年度中に計画策定を進めることは必須ではない。 また、新計画を策定することで新たな補助事業（地域公共交通特定事業）を活用できるようになったが、 現時点で活用を検討している新たな補助制度はない。
(3) 新計画では路線改編の全体の方向性を示していく予定であるが、個々の路線改編については計画策定を待たずに、これまで公共交通会議で議論してきた新計画との方向性とあわせる形で随時実施していく。

2 ヒアリングについて

前回会議での主な意見
・ヒアリング調査を行っている中で、実利用者の意見を把握できるか疑問に感じる
～事務局の見解～
・実利用者の声を把握するために、 運営協議会にバス利用者の出席を求めたり、実際にバスへ乗車したりする等 ヒアリング調査を実施している。 今後も引き続き、実利用者の意見を把握するためヒアリングを実施していきたい。

3 今後の進め方について

前回会議での主な意見
(1) ヒアリングの重要性を考えると、より丁寧に進めていくには時間がかかる (2) 2回目以降のヒアリングは今年度中に計画策定を進める中でスケジュール的に可能か
～事務局の見解～
(1) 新計画では地域内移動の在り方について重点的に検討していきたいと考えており、持続可能な地域内の移動手段を検討していく上で、地域の声を十分に反映した計画を策定していきたいと考えている。 (2) 現時点（12月）で各地域へ初回のヒアリングを実施している状況を踏まえると、残り3月程度で2回目以降のヒアリングを実施し、計画策定にヒアリング結果を反映させていくには スケジュール的に困難である と感じている。

3 延期後のスケジュール（案）

新計画は令和4年3月の施行を目指して策定を行っていたが、前回会議の意見及び事務局の見解を踏まえ、今後ヒアリングを3回程度で実施し、その結果を新計画に反映させていくために、策定期期を半年程度延長し、**令和4年10月に施行を目指す。**

◎スケジュール（案）

	令和3年度					令和4年度						
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
公共交通会議		☆		☆			3回程度想定					新計画施行
地域ヒアリング※	1回目（9月末～）		2回目		3回目							
その他									パブリック			

※以下の内容で地域ヒアリングを進めていく予定

1回目…各地域バスの現状説明

2回目以降…新計画の考え方、地域内移動の方向性の検討など